

新版

自主防災組織、民生委員の皆様のための

災害時避難行動要支援者 避難支援

(災害時ケアプラン・マイ個別避難計画)
の手引



令和6年2月

大和郡山市

はじめに

令和3年に災害対策基本法が改正され、災害時避難行動要支援者の中でもハザードマップで危険な地域にお住まいの単独で避難することが困難でかつ地域から孤立している方については、市町村が努力義務としてケアマネジャー・相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得ながら「個別避難計画」を作成する方針が出されました。大和郡山市では、令和4年度より市内で推定4～500名おられると推定される計画作成が必要な該当者に対して、「災害時ケアプラン」と名付けた個別避難計画の作成を福祉専門職の協力の下、進めております。

また、歩けるけどいざ災害時には少し不安という方には、ご近所にお住まいの同じような方と相談して一緒に避難していただく「マイ個別避難計画」の作成をお願いしています。

「災害時ケアプラン」は市や社会福祉協議会が中心となり、福祉専門職の協力を得ながら作成してまいります。災害時における実際の支援は地域の皆様のご協力なしでは行えません。

また、「マイ個別避難計画」についても地域の状況を知る自治会や民生委員の後押しがあれば、より多くの要支援者への拡がり期待できると存じます。

つきましては、地域の災害時避難行動要支援者全体への対策のみならず個別「災害時ケアプラン」作成に伴う地域支援について何とぞご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、既に地域で要支援者支援対策を作成済の自治会におかれましては、本手引にかかわらず、従来の支援体制を継続していただきますようお願いいたします。

目 次

I	災害時避難行動要支援者とは？	
	(1) 本市における要支援者の基準に当てはまるのは？	P2
	(2) (要支援者避難支援を行う) 支援者とは誰ですか？	P2~3
II	災害時避難行動要支援者名簿について	
	(1) 災害時避難行動要支援者名簿はどのような名簿ですか？	P4
	【災害が発生したら！】	P4
	【災害の発生に備え(日常的に)提供】	P4
	(2) 名簿には、どのようなデータが記載されているのですか？	P4
	【正名簿】	P4~5
	【簡易名簿】	P5
III	要支援者に応じた「個別避難計画」の作成	
	①福祉専門職(ケアマネージャー・相談支援専門員) にサポートを受けて『災害時ケアプラン』を作成する方	P6
	②要支援者自身で『マイ個別避難計画』を作成いただく方	P6
	③個別避難計画作成の必要のない方	P7
	※災害時ケアプランがめざす効果とは？	P7
	フローチャート図	P8
IV	自治会(自主防災組織)や民生委員の皆様をお願いしたいこと	
	①自治会(自主防災組織)へのお願い	P9
	②民生委員へのお願い	P10
V	地域の避難支援計画例	
	【支援計画書】(支援地図)	P11~14
VI	要支援者名簿Q & A	P15~18
VII	様式集	P19~43



Ⅰ 災害時避難行動要支援者(要支援者)とは？

「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」を災害時避難行動要支援者(要支援者)といい、市では要支援者の名簿(災害時避難行動要支援者名簿)を作成して、地域の支援体制づくりを推進しています。



(1) 本市における要支援者の基準に当てはまるのは？



- ① 70歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護度3以上の方
- ③ 身体障がい者手帳1、2級の方
- ④ 療養手帳Aの方
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 妊産婦その他災害時に自力で避難することが困難で支援を必要で名簿登載のお申出をいただいた方

※①～⑥の要支援者の方は、市内に約16,000名おられます。

(令和6年1月現在)

※⑦に該当する方のお申出については、随時市民安全課で受付しています。

※地域の要支援者避難体制づくりの事例では、共働き世帯で平日の日中、子供(小学生)だけが住居にいる世帯に対して要支援者対応するなど、実態に応じた判断をされているようです。

(2) (要支援者避難支援を行う)支援者とは誰ですか？

市から要支援者名簿を提供して避難支援をお願いする団体

- 警察署 ○消防署 ○消防団 ○社会福祉協議会
- 地域包括支援センター ○民生委員
- 自主防災組織(市と協定を結んだ組織)

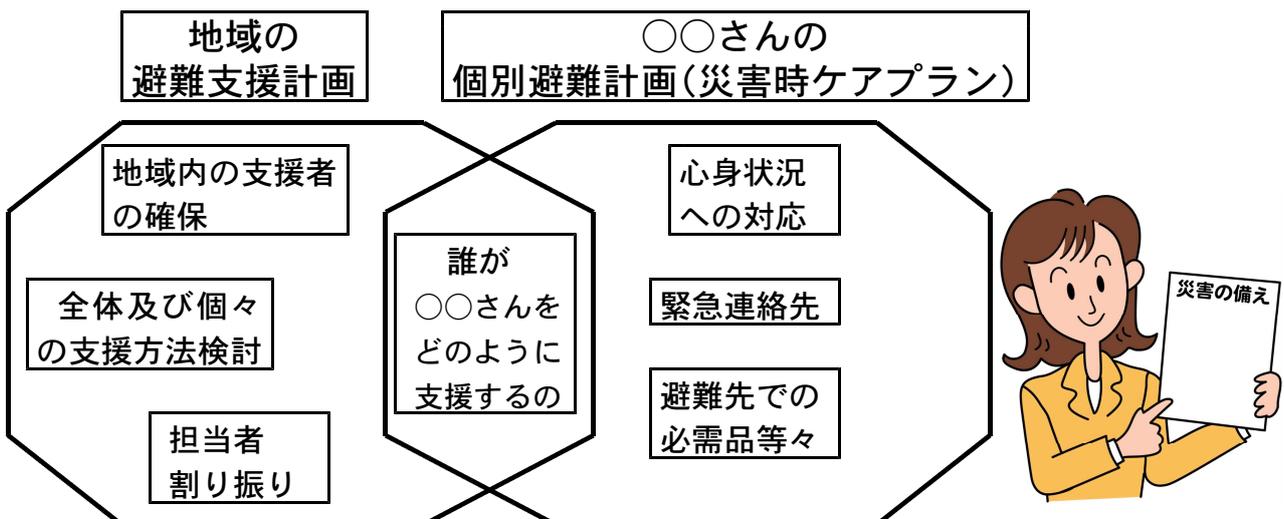
※市と協定を締結していない自主防災組織もしくは自主防災組織登録のない自治会におかれても

- ①「災害時ケアプラン」作成のため個別に個人情報の開示を了承した方
- ②「マイ個別避難計画」作成者で自治会等にその写しを提出した方

については、避難支援についての直接的・間接的なご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

支援者名	支援内容	備考
自主防災組織	(平常時)「災害時ケアプラン」の支援体制づくり協力、「マイ個別避難計画」の後援 其他要支援者名簿を活用した避難支援計画づくり (災害時)実際の要支援者の避難等の支援	市と協定を結んだ組織に提供
民生委員	(平常時)日常活動を通じた「災害時ケアプラン」「マイ個別避難計画」の策定支援 (災害時)要支援者の避難等の支援における地域活動等のサポート	
警察署	(災害時)救助活動	
消防署	(災害時)救助活動	
消防団	(災害時)救助活動及び避難支援	
社会福祉協議会	(平常時)「災害時ケアプラン」の個別支援体制づくりにかかる地域や民生委員との仲介 民生委員の要支援者支援体制づくり支援 (災害時)要支援者安否確認のサポート	
地域包括支援センター	(平常時)「災害時ケアプラン」「マイ個別避難計画」作成に関わるサポート (災害時)被災要支援者安否確認及び実態調査、緊急介護のサポート	

地域の避難支援計画と個別避難計画との関係イメージ



II 災害時避難行動要支援者名簿について

(1) 災害時避難行動要支援者名簿はどのような名簿ですか？

要支援者の方々が災害時に地域の協力や連携により、安全に避難する支援体制をつくるための基礎資料です。市では下記のように名簿を支援者に提供してまいります。

【災害が発生したら！】

災害時避難行動要支援者名簿に掲載された全ての方（約16,000名※令和6年2月現在）のうち、当該支援者に関する部分の名簿を提供します。



【災害の発生に備え(日常的に)提供】

災害時避難行動要支援者名簿に掲載された方のうち、平常時より支援者に名簿を提供することに関して、事前に要支援者本人の同意が得られた方（約5500名※令和6年2月現在）の名簿のうち、当該支援者に関する部分の名簿を提供します。



※支援者への日常的な名簿の提供に関する要支援者の同意の受付は、随時市民安全課で行っています。

また、5年に一度、全ての災害時避難行動要支援者名簿掲載者に対し、郵送等で同意か否かをお尋ねします。（次回、令和9年秋頃予定）

(2) 名簿には、どのようなデータが記載されているのですか？

災害時避難行動要支援者名簿には次のようなデータが記載されています。

【正名簿】

各要支援者毎に3枚セット（様式はP37～39参照）

○当該災害時避難行動要支援者の

- ①自治会 ②小学校区 ③氏名・性別

- ④生年月日・年齢 ⑤住所
- ①電話番号
- ②緊急時の家族等連絡先
- ③家族構成等
- ⑨居住建物構造、普段いる部屋
寝室の位置、緊急通報システム
- ⑩特記事項 ⑪かかりつけ医
- ⑫対象者区分
(高齢者、身体障がい者等の区分)
- ⑬要支援者の状況
- ⑭避難支援者(避難誘導、安否確認等)
- ⑮治療中の病気または障害名、治療(障害)内容
- ⑯補装具、医療や介護に必要な器具名、連絡先等
- ⑰避難した場合、特に注意すべき事
- ⑱情報伝達方法
- ⑲避難場所
- ⑳担当民生委員名及び連絡先
- ㉑自宅位置図



※①～㉑のうち、当該要支援者等が記入したデータ

【簡易名簿】(様式はP 4 0 参照)

○当該災害時避難行動要支援者の

- ①自治会 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

※①～⑤のうち、当該要支援者が記入したデータ



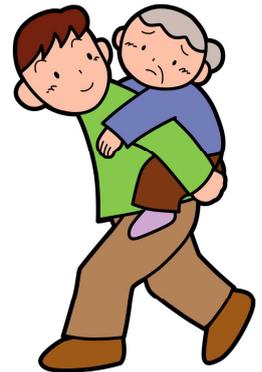
III 要支援者に応じた『個別避難計画』の作成

要支援者の基準に該当する方に3つの選択肢を提示します。

①福祉専門職(ケアマネージャー・相談支援専門員など)にサポートを受け『災害時ケアプラン』を作成する方

⇒ 要支援者の日々の生活を知る福祉専門職がご本人の了解を得て『災害時ケアプラン』を作成します。

※ケアマネージャー・相談支援専門員などの福祉専門職が、災害時に避難支援が必要な方の「災害時ケアプラン」の作成をサポートします。市、社会福祉協議会は必要に応じて、自治会・民生委員に相談して、地域の支援者探しを行います。



(どういう方が当てはまりますか?)

ハザードマップで危険な地域にお住まいの方で
単独で避難することが困難な方
特に、地域から孤立している方は最優先です。

②要支援者自身で『マイ個別避難計画』を作成いただく方

⇒ 近隣でお付き合いのある要支援者同士で災害が発生したり、その可能性が高まったときに、どのように一緒に避難するかを事前に相談しながら、ご自身で計画を作成します。

(どういう方が当てはまりますか?)

・ご自身で歩いて避難所には行けるものの一人では少し不安な方。複数人で助け合いながらであれば不安が軽減できる方

※高齢化で地域に支援できる方が少なくなる中、要支援者同士の助け合いによる避難体制づくりにご協力をお願いします。



③個別避難計画の作成の必要がない方

⇒ 災害時には自治会など地域の防災計画に従います。



(どうの方が当てはまりますか?)

- ・市指定避難所へ家族以外の助けなく避難できる方
- ・マンションなど強固な建物にお住まいで地震や水害の際に在宅避難生活が可能な方
- ・既に地域での支援対策が決定している方

※『災害時ケアプラン』がめざす効果とは?

- ①災害時の個別避難計画作成に当たり、従来より地域・自治会において、障壁となっているのが個人情報の問題です。『災害時ケアプラン』においては、要支援者側から、避難支援に必要な個人情報を自ら開示していただき、何を助けてほしいのか、声を上げる仕組みをめざしています。これが定着すれば、災害時のみならず、地域社会の日常の福祉の向上にも良い影響も期待できます。個別避難計画を『災害時ケアプラン』と命名しましたのは、「防災」を切り口に、豊かな地域福祉の実現へ取り組んでいくという思いを込めたものです。

あなたはどの分類に当てはまるでしょうか?
次ページのフローチャートをご覧ください!

①浸水想定区域などに居住する
単独で避難が困難な要支援者
⇒ ケアマネージャー・相談支援専門員
などの福祉専門職の支援を得て
『災害時ケアプラン』を作成

②歩けるが災害時の避難には
少し不安を感じる要支援者
⇒ 近隣の要支援者同士で
『マイ個別避難計画』をつくってもらう

③他の助けなく単独で避難できる方
⇒ 地域の避難計画に従う

要支援者基準に該当する皆さんは、下記のフロー図を使って御自身が①から③のどのタイプに当てはまるか、自分で考えていただきます。

あなたは、次のいずれかに該当しますか？

- 災害時に、市指定避難所に他の助けなく避難できる
- 住居がマンションなど強固な建物で避難の必要性がない
- 既に地域であなたの支援対策が決定している



「はい」

「いいえ」

③ あなたの個別避難計画は必要ありません。災害時は自治会など地域の防災計画に従って行動してください。



あなたは要介護度3以上もしくは身体障がい者手帳1、2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、難病患者の認定があり、一人での避難は困難ですか？



「はい」

「いいえ」

① あなたの日々の生活を知るケアマネジャー・相談支援専門員等福祉専門職に『災害時ケアプラン』作成をサポートしてもらいます。
※福祉専門職から本人への問い合わせによる作成もお願いします。



② この手引を参考にしながら、ご近所付き合いのある要支援者同士で相談しながら「高齢者等避難発令時」(レベル3)や地震発生時に自分がどのように逃げるかを自ら決める『マイ個別避難計画』を作成



あなたは一般の避難所で生活できますか？



「はい」

「いいえ」

避難の方法や避難所での支援方法などについて、必要に応じて市・社会福祉協議会も交え、相談しながら『災害時ケアプラン』をつくりま



一般避難所への避難が困難な場合、『災害時ケアプラン』にその旨記載し、緊急入所や福祉避難所への避難など事前にできる検討を行います。



IV 自治会(自主防災組織)や民生委員の皆様 お願いしたいこと

①自治会(自主防災組織)へのお願い

☆1、『災害時ケアプラン』の支援体制づくりにご協力ください。

市(社会福祉協議会)では、ケアマネジャー・相談支援専門員などの福祉専門職の協力を得ながら、『災害時ケアプラン』の作成を進めています。プラン作成で最も難しいのが災害時、実際に避難支援を行う支援者さがし(もしくは支援体制づくり)です。市(社会福祉協議会)から相談させていただいた折りは、何とぞご協力をお願いします。

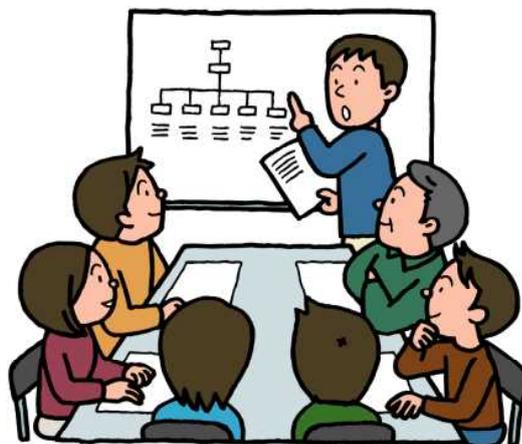


☆2、『マイ個別避難計画』の把握をお願いします。

近隣の要支援者同士がいざ災害時に一緒に避難するため、事前に相談して作成する『マイ個別避難計画』は自助の要素が強い制度ではありますが、地域の避難状況を把握するため、地域内の要支援者が計画を自治会(自主防災組織)に提出された場合は、その把握と地域避難計画との整合性の照合をお願いします。

☆3、地域の避難計画づくりに要支援者名簿を活かしてください。

市では各自治会毎に要支援者名簿を作成しています。名簿中の個人情報等の目的外使用等にの協定書(21~24ページ)を締結していただき、地域の避難計画作成時など必要のある毎に要支援者名簿をご活用ください。(協定を締結した自主防災組織は必要毎に要支援者名簿の供与を受けられ、活用後は市に返却することができます。)



②民生委員へのお願い

- ☆1、『災害時ケアプラン』の支援者及び支援体制づくりにご協力ください。

市では、ケアマネージャー・相談支援専門員などに協力を求めの作成した『災害時ケアプラン』で必要な支援者及び支援体制の確保を社会福祉協議会とともに地域にお願いしてまいります。民生委員の皆様には、災害時の要支援者への声掛けなど直接支援や自治会(自主防災組織)との連携により支援者確保等のご協力をよろしく申し上げます。また、単独では避難のできない要支援者及び御家族でまだ『災害時ケアプラン』制度をご存じない方への制度の普及についてもよろしく申し上げます。

- ☆2、『マイ個別避難計画』の普及に支援をお願いします。

日常の外出はできるけど災害の時は足がすくんでしまうのでは、という不安を抱えている高齢者等要支援者の方には、近隣の要支援者同士で助け合って避難する『マイ個別避難計画』の作成にアドバイスをいただくなど支援をお願いします。

- ☆3、要支援者名簿を活かした地域(自主防災組織)の避難計画づくりに支援をお願いします。

地域の避難計画づくりにおいて、可能な情報提供や要支援者訪問に同行するなど実効性のある計画策定への支援をお願いします。

※なお、担当区域内の自主防災組織が市と要支援者名簿に関して、個人情報等の取扱いに関する協定書を締結していない場合、民生委員が所持している要支援者名簿の情報を自主防災組織に知らせることはできません。



V 地域の避難支援計画例

下記は地域におけるごくシンプルな支援計画の一例です。地域事情によって、計画は変わってきますので参考程度にご活用ください。

【支援計画書】

若葉自治会要支援者避難支援計画(案)

1、本自治会における要支援者の確定分類

要支援者候補者

- ①市提供の「災害時避難行動要支援者名簿」掲載者
- ②自治会内の情報による候補者
- ③民生委員からの情報による候補者
- ④『災害時ケアプラン』を作成した者
- ⑤『マイ個別避難計画』（以下『マイ計画』）提出者

2、要支援者の認定

手順1、候補者名簿の作成

手順2、名簿登載者分類会議

要支援者の分類

- A 寝たきり者等、支援者を2～4名配置
- B 歩行危険度及び速度を考慮し、支援者を1名配置
- C 要支援者2～5名を組にしてリーダーを確認、選任する
(支援者不設置の場合も有り)
- D 健康、支援者側としてC等の要支援者の支援に当たる

①については、必要に応じて自治会、自主防災会役員による聞き取りなども行い、それぞれA～Dに判定

②～③については、必要に応じて自治会、自主防災会役員による聞き取りなども行い、それぞれA～Cに判定

④については、市、社会福祉協議会や担当福祉専門職から情報の聴取を行い、それぞれA～Bに判定し、自治会での対応が可能な範囲で支援する。

⑤についてはCに判定し、当該『マイ計画』を受領

手順3、支援者募集、リストの作成

手順4、

個別支援計画の作成、整理

- A、Bに分類した方

支援者を配置し、要支援者とのカップリング作業
(顔合わせ) 及び避難手順の確認

○Cに分類した方

- ・『マイ計画』を把握し、地図に落とす。
- ・『マイ計画』未作成の方には、近隣の要支援者との計画作成を促す

○Dに分類した方

- ・地域避難計画を周知する

※1、2の作業(確認)を1年毎に行う。

3、災害発生時の動き

【要支援者】

- ①自分の身を守る行動(地震であればシェイクアウト、水害であれば垂直避難等) 家族の安否確認
 - ②要支援者A、Bは、できるだけ定められた支援者への状況報告を行う。(自宅以外にいるときも連絡します。
要支援者Cは、『マイ計画』を結び合った要支援者と連絡を取り合い避難等を行い、状況や行動予定を自主防災会に連絡する。
 - ③台風等の事前避難は、市指定避難所もしくは自治会館(二次避難所) 地震や水害などは指定の一次避難場所で安否確認を受けて、集団で、二次避難所(自治会館)へ移動
 - ④二次避難所に集合後、自治会単位で市指定避難所へと向かい、自治会単位で入場手続を行う。
- ※要支援者A(場合によってはB、Cも)は、状況により支援者と共に二次避難所に留まる

【支援者】

- ①まず、自分の身を守る行動と自宅の家族の安否の確認
- ②支援者は、担当の要支援者に連絡(訪問)する。但し、浸水発生で外出することが危険な場合は、電話等連絡に留め、垂直避難等の指示や消防への通報を行う。
- ③避難が必要な場合は、要支援者を班毎の一次避難場所まで移送する(付き添う)。
- ④一次避難場所で、班長は要支援者の安否確認を行う。(確認できないときは、要支援者の自宅まで行って安否確認)
- ⑤班毎に集団で助け合って、二次避難所(自治会館)へ移動する。
- ⑥要支援者の状況によって、支援者と共に二次避難所に留まるか、市指定避難所へ避難するかを選択を行う。

※④（ ）書きの場合、屋外や倒壊の恐れがない家屋内での軽易な作業でできる救助救出作業を行う。但し支援者の身の危険が予想されるときは無理に作業を行わず消防等への通報を行う。

※要支援者の体調により、消防への通報を行う。

※機材が必要な場合、公園内の自主防災会備蓄庫にチェーンソー、鋸、木槌等保管活用可

4、避難所での対応

○避難所における要支援者（特にA、B）の落ち着き場所は、できるだけ通路やトイレに近い場所を確保する。

○要支援者A、Bについては、近隣に支援者を配置し、避難所の運営管理者（市職員）か、避難所運営委員会救護見守班に状況を報告しておく。

5、この計画で知った要支援者の個人情報について

○この計画に関わった自治会員は、要支援者の個人情報を尊重し、情報の目的外使用などで不信感が生じないように配慮する。

VI 要支援者名簿Q & A

Q 1 なぜ日常から、要支援者支援の取り組みが必要なのですか？

阪神・淡路大震災を例で見ると、災害発生時に自分が自分の身を守る＝自助、と地域が助け合って身を守る＝共助の果たす役割は大きく、救助救出事例の9割以上がこの自助、共助であり、行政による援助＝公助による救助救出は、数%に過ぎませんでした。災害時における実効性のある要支援者の避難体制づくりを行うには、日常から地域と要支援者、要支援者同士の顔の見える関係づくりが重要です。



Q 2 災害時避難行動要支援者名簿の情報だけでは不十分です。本当に助けなければいけない人はもっといるし、要支援者毎の情報も不十分と思いますが？

日常から提供する名簿登載者はご本人から提供の同意をいただいた方のみで、必ずしも本当に支援が必要な方を全て網羅しているとは言えません。



このため、本当に支援が必要な方の生活に密着するケアマネージャー・相談支援専門員にサポートしていただき『災害時ケアプラン』を作成することになりました。つきましては、必要な支援を自治会や民生委員、地域住民の皆様にご相談してまいりますので、その際はよろしくご協力をお願いします。

Q 3 自治会未加入者にはどう対応したら良いですか？

日常から提供する名簿登載者は、地域からの支援を求めている方であり、ご本人からも提供の同意をいただいております。『災害時ケアプラン』作成の相談や『マイ個別避難計画』の提出がありましたら、自治会の加入未加入を問わず、ご対応いただきますようお願いいたします。また、地域コミュニティの大切さもお話しいただき、要支援者からできる協力も求めていただけたらと存じます。



Q 4 要支援者が居住されておられない等名簿の情報と状況が異なっていますがどうしたら良いですか？

市民安全課までご一報ください。

Q 5 要支援者と話した際、防災以外にも見守りが必要と感じましたが、関係協力者に個人情報を伝えても良いですか？

防災をきっかけに日常生活の福祉向上を図ることは豊かな地域社会づくりの一環であると存じます。ご本人や御家族の同意・了解が得られれば伝えていただきますようお願いいたします。



Q 6 要支援者名簿を受け取るためにどうしても協定書を結ばなければいけないのか？(自主防災組織)

名簿をお渡しするに当たり、自主防災組織には法律上の守秘義務が課されておらず、その取扱いに制限がありません。このため名簿の目的外使用や秘密の漏洩への対処が難しいため、個人情報の取扱いに関して協定を締結した後に名簿を提供することになっています。

Q 7 協定書には厳しい文言ばかり並ぶ。地域がこんなに責任を負う必要があるの？罪に問われることもあるの？



名簿に掲載した地域の要支援者の方々は、いざ災害に対して地域の皆様への支援を求めするため、個人情報の提供を同意されておられますが、一定のルールの下での提供でないと、逆に情報流出によるリスクをご心配されます。支援者、要支援者共に安心と信頼の上に構築される制度づくりによりよくご協力をお願いします。

Q 8 協定で要支援者名簿の保管場所を指定していますが、そこから出したらいけないのですか？

名簿は、地域の支援計画の作成のためのデータとしてお渡ししているもので、必要な時に出していただきご活用ください。なお、使用後は確実に保管場所に収納をお願いします。なお、協定を締結した自主防災組織は必要毎に要支援者名簿の供与を受け、活用後に市へ返却することもできます。

Q 9 自主防災会長の個人名で協定してるから、組織内にも情報を漏らしたらいけないの？

組織内で、要支援者の支援者に当たっておられる方にその情報を知らせることは、支援計画作成に必要なことです。但し、組織内で名簿を閲覧される方や情報をお知らせする方には、協定にかかる個人情報取扱に関する注意事項についてのご理解をよろしくお願いします。

Q10 要支援者について、ご本人やケアマネージャー等から聞いた話や『災害時ケアプラン』の内容、また自主防災組織に提出された『マイ個別避難計画』の記載事項にも守秘義務があるの？

地域での支援計画には、支援者と要支援者、関係者との信頼関係が不可欠です。みだりに秘密を漏らすことは避け、ご本人の了解を取りながら情報を共有してください。

Q11 民生委員ですが、自治会（自主防災組織）から名簿の閲覧を求められたが、見せていいですか？

民生委員には守秘義務がございますので、名簿を見せるはできません。但し、既に市と名簿提供の協定書を結んだ自主防災組織とは、情報を共有したり、名簿情報をもとに協議や活動を行うことはできます。また、いざ災害時で要支援者の生命に危険がある緊急時には必要な情報を提供してください。

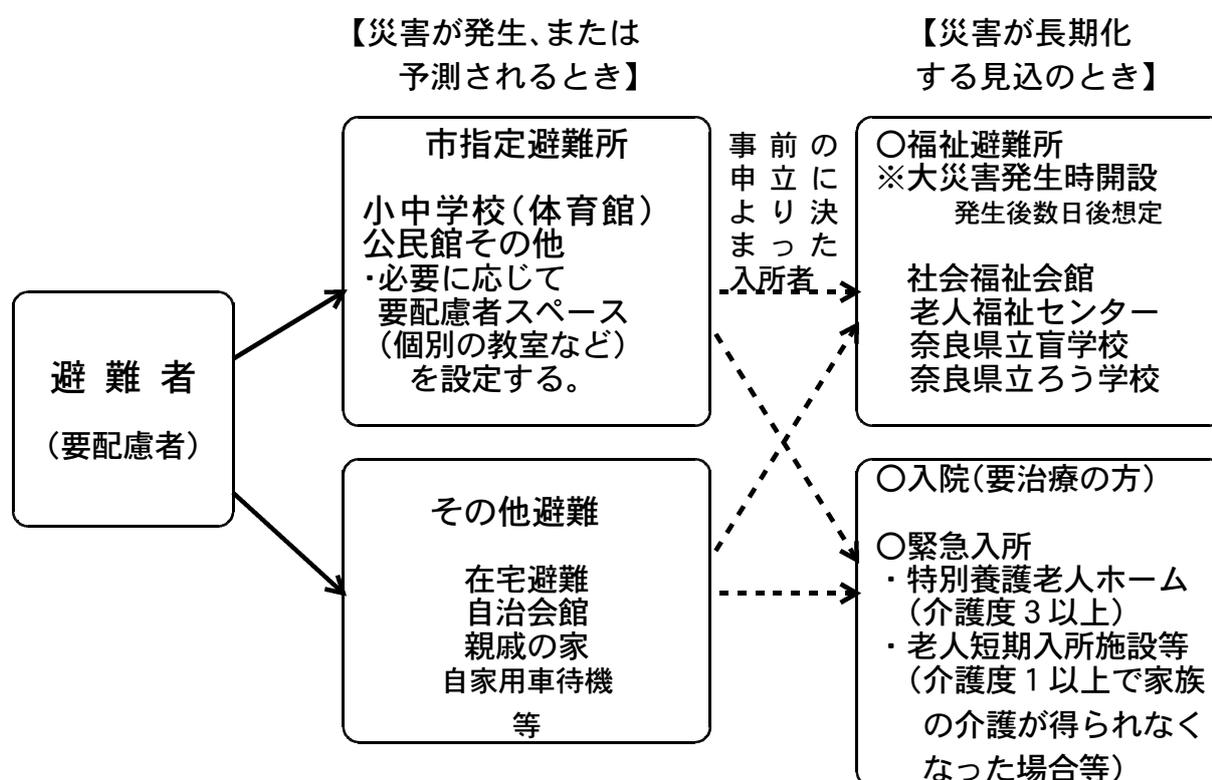
Q12 支援者になったら、支援について何か責任を負うのですか？

災害時に要援護者を支援する活動は、まず支援者やその家族の安全を確保した後に行ってください。また、支援者の身を危険に晒して行ってしまうことはありません。支援に義務や責任が伴うものではなく、できる範囲での支援をお願いします。



Q13 要支援者の避難を支援してもその後の避難生活が心配な方もおられます。避難生活において配慮を受けられる避難施設はありますか？

災害による避難生活が長期化予想される場合、災害対策本部の判断で福祉避難所を開設し、家族等支援者と市職員による緊急介護、またボランティア支援による介護提供などによる避難生活となります。なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、当該施設への緊急入所に対応するため、原則として福祉避難所入所の対象とはなっていません。下図を参考にしてください。



VII 様式集

個人情報等の取扱いに関する協定書	P 21～22
個人情報等の取扱いに関する協定書第3条第4項に伴う報告書	P 23
個人情報等の取扱いに関する協定書第3条第4項に伴う報告書(記入例)	P 24
マイ個別避難計画書(記入例及び様式)	P 25～32
災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書(記入例及び様式)	P 33～36
『災害時ケアプラン』(様式4)	P 37～39
災害時避難行動要支援者名簿【本名簿】	P 40～42
災害時避難行動要支援者名簿【簡易名簿】	P 43

個人情報等の取扱いに関する協定書

大和郡山市個人情報保護条例（平成 14 年 12 月 19 日大和郡山市条例第 27 号）の規定に基づき、大和郡山市（以下「甲」という。）が 自主防災会（以下「乙」という。）に求める個人情報の使用等について定めるため、次のとおり個人情報等の取扱いに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難行動要支援者の円滑な避難のために甲が乙に対して提供する個人情報及びデータ（以下「個人情報等」という。）の保護等について、必要な事項を定めるものである。

（秘密の保持）

第2条 乙は、個人情報等の取扱いに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、第5条第1項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合、前項の規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の適正な管理）

第3条 乙は、個人情報等の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するため、その適正な管理に努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

3 乙は、第1項の目的を達成するため、現場責任者、従事者その他の個人情報等を取り扱う者の管理責任体制を確立しなければならない。

4 乙は、個人情報等の取扱いを開始する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について甲に報告しなければならない。

5 乙は、第2項及び第3項に定める乙の安全対策及び管理責任体制に関し、甲が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。

（個人情報等の目的外使用の禁止）

第4条 乙は、個人情報等を目的以外の用途に使用してはならない。

（第三者への提供）

第5条 乙は、個人情報等を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、提供した個人情報等の取扱いに伴う当該第三者の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書の規定により個人情報等を第三者に提供する場合には、乙がこの協定の規定を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

（事故発生時における報告）

第6条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（個人情報等の返還又は廃棄）

第7条 乙は、自主防災組織の解散の際には、甲の指示に従い、甲の立会いの上、個人情報等を返還し、又は廃棄しなければならない。

2 前項に定める個人情報等の廃棄は、焼却、シュレッダー等による裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく指定された期限内に個人情報等を返還せず、又は廃棄しないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を回収し、又は廃棄することができる。この場合においては、乙は、甲の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、また、甲の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

（個人情報等保護に関する報告及び検査）

第8条 甲は、必要と認めた場合は、乙に対して、個人情報等の管理の状況について報告を求め、及び電子計算機を設置する場所、個人情報等を保管する施設その他の個人情報等を取り扱う場所で検査することができる。

2 前項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの協定に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大和郡山市北郡山町248番地4

大和郡山市長 上 田 清

乙

個人情報等の取扱いに関する協定書第3条第4項に伴う報告書

個人情報等の取扱いに関する協定書第3条(個人情報等の適正な管理)各号に記載の安全対策及び管理責任体制について下記のとおり報告します。

(1)第2項に基づく、個人情報等を保管施設及び取扱場所名

(2)(1)における入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策

(3)第3項に基づく現場責任者(管理責任者)及び当該名簿を取り扱う従事者の範囲

(4)(3)の管理責任体制

(記入例)
個人情報等の取扱いに関する協定書第3条第4項に伴う報告書

個人情報等の取扱いに関する協定書第3条(個人情報等の適正な管理)各号に記載の安全対策及び管理責任体制について下記のとおり報告します。

(1)第2項に基づく、個人情報等を保管施設及び取扱場所名

A 町自治会館内スチール机引き出し

(2)(1)における入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策

施錠して、自主防災会会長が鍵を保管

(3)第3項に基づく現場責任者(管理責任者)及び当該名簿を取り扱う従事者の範囲

現場責任者

A 町自主防災会会長

従事者

A 町自主防災会役員

個別名簿登載者毎の救出担当者

※なお、個別名簿登載者毎の救出担当者には担当する名簿登載者の情報のみ閲覧するものとします。

(4)(3)の管理責任体制

自主防災会会長が鍵を保管し、必要毎に開錠もしくは従事者にこれを貸し出します。

閲覧者名簿を作成し、閲覧状況を記録します。

記入例【おもて】

マイ個別避難計画書

(※は記入必須です)

ふりがな 氏名※	きた よしお 北 義夫	家族 妻	電話	090-1000-0001
生年※	大正・昭和・平成・令和 20年 (76歳)			
住所※	大和郡山市 若葉324 111号	居住の建物構造 (☑を入れる) <input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input checked="" type="checkbox"/> 1階建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 3階建～ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 集合住宅の ()階		
自治会名 ※	若葉 自治会	1班	民生委員	山口さん
あなたの居住地は何区域?ハザードマップで調べて、☑を付けて記入 <input checked="" type="checkbox"/> 浸水想定区域 (0.5～3.0m) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 (<input type="checkbox"/> イエローゾーン・ <input type="checkbox"/> レッドゾーン) <input checked="" type="checkbox"/> 地震 (最大想定震度) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 液状化現象の可能性) <input checked="" type="checkbox"/> ため池決壊時の浸水可能性 (若葉新 池)				
緊急連絡先	氏名 弥富 裕子	続柄 子	電話 080-1001-1001	
持ち出し品 (常用薬・必要な器具等) 防災持ち出し袋 (懐中電灯、ラジオ、小銭入れ、軍手、歯ブラシ、 飲料水、軽食、トイレットペーパー、ウェットテ イッシュ、常用薬、メモ、鉛筆、着替用下着) 杖、めがね				
特記事項 (かかりつけ医、伝言・メール等) 高血圧の薬必要、杖か押し車があった方がいい こおりやまクリニックに週2回通ってる メール使い方がわからない。携帯はかけられる ※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はありません				
避難 同行 者	ふりがな 氏名	住 所		電話等連絡先
	山下 ちよ	若葉324 110号室		55-1234
	吉永 文子 容子	若葉324 112号室		51-4321
	田所 庄一郎	若葉324 114号室		090-1000-1111

※【うら面】もご記入ください

記入例【うら】

マイ避難計画

避難するタイミングは？（を入れる）

地震が起き、家屋が危険もしくは不安

市から「高齢者等避難」（レベル3）発令

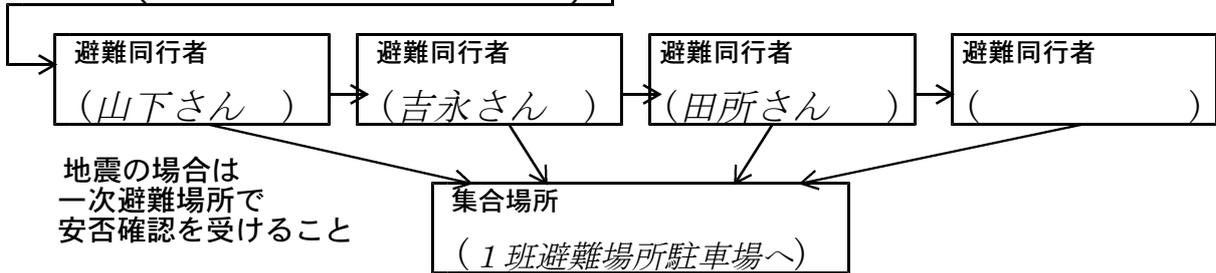
市から「避難指示」（レベル4）発令

台風が接近してきたときは早めに避難

その他（ ）

自治会の
(浦班長)
さんへ避難報告

避難同行者への連絡手段 電話 ()



避難方法・地震等の場合
自治会の集団的避難で2次避難所
(自治会館) から若葉小学校へ

避難方法・水害等の場合
避難同行者集合後、市指定避難所
若葉小学校へ直行で避難

避難所候補1 若葉小学校

避難所候補2 若葉公民館

避難地図



災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書

私は、平常時から避難支援等関係者（消防署・団、警察、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織など）と大和郡山市が作成する「災害時避難行動要支援者名簿」中の私の個人情報提供することに

同意します。 同意しません。

同意により、災害発生時における安否確認や支援を受ける可能性が高まります。なお災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではなく、マイ個別避難計画を補完するものとお考えください。

【おもて】

マイ個別避難計画書

自己保存用
(※は記入必須です)

ふりがな 氏名※	家族	電話	-
生年※	大正・昭和・平成・令和 年 (歳)		
住所※	大和郡山市	居住の建物構造 (☑を入れる)	
		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 1階建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建～ <input type="checkbox"/> 集合住宅の ()階
自治会名 ※	自治会	班	民生委員
あなたの居住地は何区域？ハザードマップで調べて、☑を付けて記入 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域 (~ m) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 (☐イエローゾーン・☐レッドゾーン) <input type="checkbox"/> 地震 (最大想定震度 ・ ☐液状化現象の可能性) <input type="checkbox"/> ため池決壊時の浸水可能性 (池)			
緊急連絡先	氏名	続柄	電話
			-
持ち出し品 (常用薬・必要な器具等)			

特記事項 (かかりつけ医、伝言・メール等)			
※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はありません			
避難同行者	ふりがな 氏名	住所	電話等連絡先
			-
			-
			-

※【うら面】もご記入ください

【おもて】

自治会(自主防災組織) 宛
マイ個別避難計画書 (※は記入必須です)

ふりがな 氏名※	家族	電話	-
生年※	大正・昭和・平成・令和 年(歳)		
住所※	大和郡山市	居住の建物構造(☑を入れる) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 1階建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 3階建～ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 集合住宅の()階	
自治会名※	自治会	班	民生委員
あなたの居住地は何区域?ハザードマップで調べて、☑を付けて記入 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域(~ m) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(<input type="checkbox"/> イエローゾーン・ <input type="checkbox"/> レッドゾーン) <input type="checkbox"/> 地震(最大想定震度 . <input type="checkbox"/> 液状化現象の可能性) <input type="checkbox"/> ため池決壊時の浸水可能性(池)			
緊急連絡先	氏名	続柄	電話
			-
持ち出し品(常用薬・必要な器具等)			
特記事項(かかりつけ医、伝言・メール等)			
※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はありません			
避難同行者	ふりがな 氏名	住所	電話等連絡先
			-
			-
			-

※【うら面】もご記入ください

【おもて】

大和郡山市総務部市民安全課 宛
マイ個別避難計画書 (※は記入必須です)

ふりがな 氏名※	家族	電話	-
生年※	大正・昭和・平成・令和 年 (歳)		
住所※	大和郡山市	居住の建物構造 (☑を入れる)	
		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 1階建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建～ <input type="checkbox"/> 集合住宅の ()階	
自治会名 ※	自治会	班	民生委員 ケアマネージャー
あなたの居住地は何区域？ハザードマップで調べて、☑を付けて記入 <input type="checkbox"/> 浸水想定区域 (~ m) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 (☐イエローゾーン・☐レッドゾーン) <input type="checkbox"/> 地震 (最大想定震度 . ☐液状化現象の可能性) <input type="checkbox"/> ため池決壊時の浸水可能性 (池)			
緊急連絡先	氏名	続柄	電話
持ち出し品 (常用薬・必要な器具等)			
特記事項 (かかりつけ医、伝言・メール等)			
※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はありません			
避難同行者	ふりがな 氏名	住所	電話等連絡先
			-
			-
			-

※【うら面】もご記入ください

【記入例】

災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書

私は、災害発生時における避難行動に地域からの支援が必要となるため、平常時から避難支援等関係者（消防署・団、警察、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織など）へ大和郡山市が作成する「災害時避難行動要支援者名簿」中の私の個人情報を提供することに

- 同意します。
 同意しません。

情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

令和 3年 8月 31日

【名簿記載者】

ふりがな 氏名	おおの ようへい 大野 洋平		
住所	大和郡山市 若葉380		
自宅 電話	51-2201	携帯 電話	090-1234-1234

※ 日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください

【代理人署名】本人が署名できない場合

ふりがな 氏名			
住所	大和郡山市		
自宅 電話		携帯 電話	

ふりがな 氏名	おおの ようへい 大野 洋平		自宅電話	※どちらか必ず記入して下さい 51-2201
住所	大和郡山市 若葉380		携帯電話	※どちらか必ず記入して下さい 090-1234-1234
生年月日	大正・昭和・平成・令和16年7月20日(80歳)			
避難支援等を必要とする理由 ~該当する番号を○で囲ってください~ ①高齢者のみの世帯 ②ひとり暮らし高齢者 ③要介護認定者 ④障害者 ⑤その他()				
同居家族 (0)人		家族構成		
居住の建物構造 木造2階建て		普段いる部屋 玄関横の居間		寝室の位置 1階一番奥
緊急連絡先	ふりがな 氏名	本人との関係	住所	電話
	おおの なおと 大野 尚人	子	大阪市住之江区若草 22-1-1	自宅 携帯 080-3233-3323
				自宅
				携帯
特記事項 なんとか歩けるが、誰かついてないとよく転ぶ こおりやまクリニックに週3回通ってる、心臓病息切れ 早めに避難しないと早く歩けない ※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はない				
自治会名	若葉自治会		担当 民生委員	※どちらか必ず記入して下さい 山口さん
地域支援者	ふりがな 氏名	本人との関係	住所	電話
	おおくぼ みちお 大久保 道雄		若葉381	自宅55-8855 携帯090-5555-6688
				自宅
				携帯
避難支援時の留意事項(必要な器具等) 歩行器持っている、あった方がいい				
避難所1 自治会館		避難所2 若葉小学校		緊急通報システム 有・無
その他(伝言・メールなど)				

災害時避難行動要支援者名簿情報提供同意書

私は、災害発生時における避難行動に地域からの支援が必要となるため、平常時から避難支援等関係者（消防署・団、警察、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自主防災組織など）へ大和郡山市が作成する「災害時避難行動要支援者名簿」中の私の個人情報を提供することに

同意します。

同意しません。

情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関し法的な責任や義務を負うものではありません。

令和 年 月 日

【名簿記載者】

ふりがな 氏名			
住所	大和郡山市		
自宅 電話	—	携帯 電話	- -

※ 日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください

【代理人署名】 本人が署名できない場合

ふりがな 氏名			
住所	大和郡山市		
自宅 電話		携帯 電話	

ふりがな 氏名		自宅電話	※どちらか必ず記入して下さい	
住所	大和郡山市	携帯電話	※どちらか必ず記入して下さい	
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)			
避難支援等を必要とする理由 ~該当する番号を○で囲ってください~ ①高齢者のみの世帯 ②ひとり暮らし高齢者 ③要介護認定者 ④障害者 ⑤その他 ()				
同居家族 ()人		家族構成		
居住の建物構造		普段いる部屋	寝室の位置	
緊急連絡先	ふりがな 氏名	本人との関係	住所	電話
				自宅
				携帯
				自宅
			携帯	
特記事項				
※特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し病名等を記入する必要はない				
自治会名		担当 民生委員	※どちらか必ず記入して下さい	
地域支援者	ふりがな 氏名	本人との関係	住所	電話
				自宅
				携帯
				自宅
			携帯	
避難支援時の留意事項(必要な器具等)				
避難所1		避難所2		緊急通報システム 有・無
その他(伝言・メールなど)				

災害時ケアプラン

様式 4

ふりがな 対象者 (1)氏名		自宅電話 ----- (3) 携帯電話	
(2) 住所	大和郡山市	(4) 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日(歳)
(5)避難支援等を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 要介護度3以上 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1、2級 <input type="checkbox"/> 知的障がい者(療育手帳A) <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 70歳以上の高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他()			
(6)同居家族()人、日中()人		(6)家族構成	
(7)居住の建物構造		(7)普段いる部屋	(7)寝室の位置
(8) 緊急 連絡 先	ふりがな 氏名	本人と の関係	住所
			電話
			自宅
			携帯
			自宅
			携帯
(9)特記事項 ○主な疾患、障がい等 ○配慮の必要な事項 ○かかりつけの医療機関 (名 称) (電話番号) (主治医) ○使用している薬の種類及びかかりつけの薬局名称 (薬剤薬品名) (薬局名) ○使用している介護機器、医療機器 (機器名)			

大和郡山市

(10) 災害時の避難タイミング及び避難先、避難経路の選択

ア、避難を開始するタイミング(当てはまる項目の□に☑を入れる。)

- 洪水土砂災害の場合(浸水想定区域、土砂災害警戒区域にお住まいの方)
 - 避難情報(警戒レベル3)「高齢者等避難」が発令されたとき
 - その他 ()
- 大型台風の接近(直撃)予想の場合(浸水想定区域、土砂災害警戒区域にお住まいの方)
 - 避難情報(警戒レベル3)「高齢者等避難」が発令されたとき
 - その他 ()
- 大地震の場合
 - 震度5強以上の地震が起きて停電・断水した状況
 - その他 ()

イ、避難先の選択

①、大雨、洪水、土砂災害、台風

- 市指定避難所 () ※開設が決定されたときのみ
- 福祉避難所(避難には別途申出が必要) ※基本的に長期滞在時のみです
- 福祉施設等緊急入所(避難には別途事前協議等が必要な場合有)
- 垂直避難 (自宅の 階)
- 親戚の家 ()
- 自治会館等 ()
- 自家用車待機 ()
- その他 ()

②、大地震

- 市指定避難所 ()
- 福祉避難所(避難には別途申出が必要です) ※基本的に長期滞在時のみです
- 福祉施設等緊急入所(避難には別途事前協議等が必要な場合有)
- 在宅避難情報(警戒レベル3)「高齢者等避難」が発令されたとき
- 自治会館等 ()
- 自家用車待機 ()
- その他 ()

ウ、避難経路(別途入手した地図を貼り付けてもかまいません。)

(11) 避難支援に関する事項

ア 避難情報の伝達に係る支援方法(当てはまる項目の□に☑を入れる。)

- 本人、同居家族がテレビ、ラジオ、スマホ等メディアから情報収集可能
- 電話、声掛けなど直接的コミュニケーションが必要
- その他、ツールが必要

補足事項

()

イ 避難行動に係る支援及び介助の方法(当てはまる項目の□に☑を入れる。)

- 徒歩で避難先まで付き添う程度の支援が必要 (垂直避難等支援を含む)
- 避難先まで身体を支える程度の介助が必要 (垂直避難等介助を含む)
- 歩行器、車イス等用具を用いた上の介助が必要
- 乗用車が必要 (地域支援者・福祉事業者・その他)
- 救急車を依頼して避難

補足事項

()

ウ 避難生活に係る支援及び介助の方法(支援介助必要な項目の□に☑を入れる。)

- 食事
- トイレ
- 着替え
- 入浴
- 服薬
- その他

補足事項

()

(12) 自治会名

(12) 班名

(13) 民生委員名

(14) 地域支援者 必要 必要ない(理由:)

ふりがな
氏 名

住 所

電 話

支援内容

令和 年 月 日

私は、上記災害時ケアプランの記載内容に相違がないことを確認します。

氏 名 (自署)

代理人 (自書)

大和郡山市



秘

避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)

令和3年11月15日

自治会	未加入		小学校区名	郡山北小学校	
フリガナ 氏名	ヨリヤマ ハナコ 郡山 花子		女	生年月日 年齢	昭和11年2月3日 生 (85 歳)
住所	〒 639-1198 北郡山町2 4 8 番地 4		自宅電話(FAX)		
			携帯電話	090-1234-5678	
代理記載及び申請の場合	氏名		登録者との関係		
緊急時の家族等の連絡先	氏名		続柄		生年月日
	住所	〒			自宅電話
					携帯電話
	氏名		続柄		生年月日
	住所	〒			自宅電話
					携帯電話
家族構成、同居状況等 一人暮らし			居住建物の構造	木造2階建	
			首段いる部屋	1階リビング	
			寝室の位置	1階和室	
			緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
特記事項					
かかりつけ医	医療機関名		TEL		
	医療機関名		TEL		
対象者区分	高齢者				
要支援者の状況	一人暮らしの高齢者(実態)				
避難支援者 (避難誘導、 安否確認等)	第1	氏名		続柄	
		住所	〒		生年月日
					自宅電話
					携帯電話
第2	氏名		続柄		生年月日
	住所	〒			自宅電話
					携帯電話
治療中の病気 又は障害名					
治療(障害)内容					
補装具、医療や 介護に必要な器具	器具名				
	メーカー名				
	取扱店連絡先				
避難した場合、特に注意すべき事	足が不自由のため車椅子が必要				
情報伝達方法					
避難場所①	三の丸会館	民生委員			
避難場所②		自宅電話		携帯電話	

(避難行動要支援者避難支援計画(個別計画))

緊急連絡カード

氏名	郡山 花子		男・ <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日	昭和11年2月3日 (85 歳)
住所	〒 639-1198 北郡山町 2 4 8 番地 4				
電話	自宅		携帯	090-1234-5678	
緊急連絡先①			緊急連絡先②		
氏名					
住所					
電話 (携帯)	()		()		
続柄					

民生・児童委員	郡山 花子	自治会長
---------	-------	------

支援者①			支援者②		
氏名					
住所					
電話 (携帯)	()		()		
続柄					

	医療機関名		担当医
かかりつけ医	電話		
	医療機関名		担当医
	電話		
緊急避難所	三の丸会館		
支援時 の 留意 事項	足が不自由のため車椅子が必要		
その他・備考			

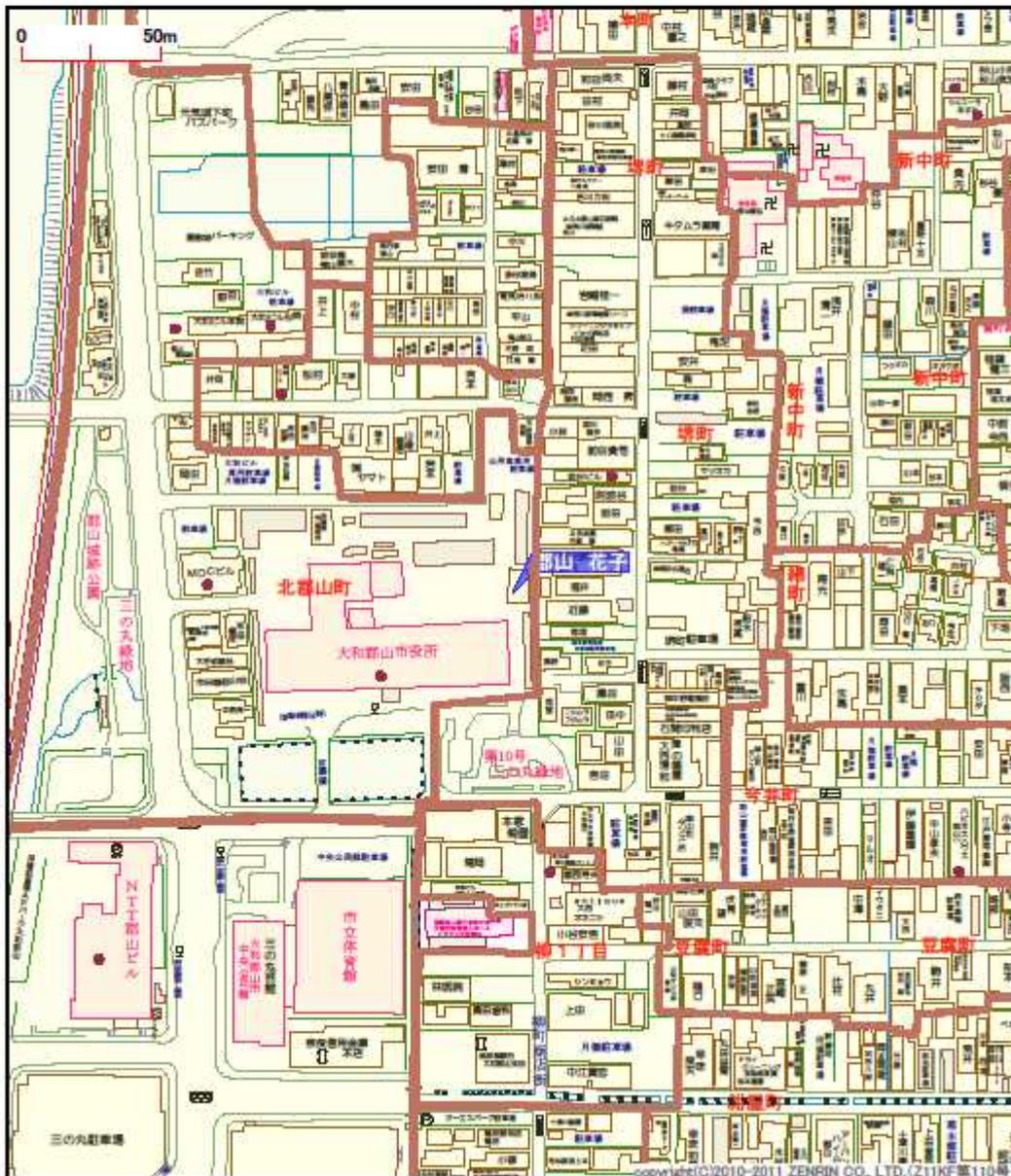
※ 備考欄

(緊急連絡カード)

防災カード

000025770

フリガナ 氏名	ユリヤマ ハナコ 郡山 花子	女	生年月日 年齢	昭和11年2月3日 生 (85 歳)
住所	〒 639-1198 北郡山町 2 4 8 番地 4	自宅電話		
		携帯電話		090-1234-5678
避難場所①	三の丸会館	避難場所②		
避難した場合 特に注意すべ き事	足が不自由のため車椅子が必要			



(防災カード)

避難行動要支援者登録台帳

秘

令和04年06月07日作成

(自治会：未加入、同意：同意)

番号	同意	要 支 援 者				源 難 所	情 報 提 供 方	支 援 時 の 留 意 事 項 (障害の程度、 必要な機材等)	緊 急 連 絡 先		避 難 支 援 者		
		住 所	氏 名	年 齢	性 別				電 話 番 号	氏 名	電 話 番 号	順 位	氏 名
1	○	北郡山町248番地4	郡山 花子	86	女	090-1234-5678	三の丸会館	足が不自由のため車椅子が必要			第1		
											第2		
2	○	北郡山町123番地456	大和 太郎	84	男	080-3765-4321	郡山北小学校	歩行が少し困難なため杖を使用	大和 一部	080-1111-1111	第1		
											第2		

※同意：○＝同意あり

(簡易名簿)

新版

自主防災組織、民生委員の皆様のための
災害時避難行動要支援者避難支援
(災害時ケアプラン・マイ個別避難計画)
の手引

令和6年2月発行

大和郡山市総務部市民安全課